

2020年5月14日（木）

厚生労働省  
大臣 加藤 勝信 様

全労連介護・ヘルパーネット  
責任者 岩橋 祐治

〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4 F  
Tel 03-5842-5611、Fax 03-5842-562

## 新型コロナウイルス感染症による介護崩壊を阻止するための緊急要請

全労連介護・ヘルパーネットは、全労連と全労連加盟の介護関係6単産（日本医労連、福祉保育労、生協労連、全労連全国一般、建交労、自治労連）と同様の組織がある17地方組織で作る介護保険制度の改善と介護労働者の賃金・労働条件の改善と雇用の安定をめざして活動している組織です。

さて、介護保険が施行されて今年の4月で20年となりますが、この間の介護保険制度の連続改悪と介護報酬の度重なる引下げが介護労働者の低賃金・劣悪な処遇となり、介護の現場は慢性的な人手不足に悩まされ、介護基盤が大きく揺らいでいました。

そこに今般の新型コロナウイルス感染症が介護職場を直撃し、“介護崩壊”を招きかねない深刻な事態となっています。

“介護崩壊”といった深刻な事態を引き起こさないためにも、下記の緊急の対策を採ることを求めます。

### 《 記 》

- 1 介護利用者と介護労働者の感染防止を徹底すること。マスクや消毒液といった衛生材料の手配・確保を国の責任で行うこと。
- 2 介護事業所を倒産や廃業させないために全力を挙げる。そのためにも、介護事業所の休業・減収に対する補てんや膨らんでいる経費に対する助成を行うこと。その際、昨年の介護報酬実績は確保するとともに、臨時の介護報酬の増額を行うこと。
- 3 コロナ感染拡大の下でも奮闘している介護労働者全員に国が予算措置を行って「特別手当」を支給すること。
- 4 休業や仕事の減少にともなう、介護労働者に対する賃金補償を強めること。その際、介護労働者は全体として賃金が低いので全額保障できるように努めること。
- 5 ヘルパーをはじめとする介護労働者確保をいっそう強めること。そのためにも介護労働者の処遇改善＝賃金を大幅に引き上げ、人員配置基準を改善すること。
- 6 介護事業所の休業・縮小に伴い仕事を休んで介護する家族に対し、利用料の減免や家族介護手当金（仮称）を支給すること。
- 7 介護保険制度そのものを抜本的に見直し、介護報酬や給付費の抑制路線を転換すること。

（以上）